3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道26号（以下「本路線」という。）は、大阪市を起点とし、堺市、岸和田市、泉南郡岬町等を経由して和歌山市に至る延長約75㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する泉南郡岬町及び和歌山市の北部地域（以下「本地域」という。）は、物流拠点である国際拠点港湾和歌山下津港等を擁しており、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、本地域の市街地を通過し、沿線には工場等が立地していることから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、大阪府泉南郡岬町淡輪地内で25,745台／日であり、混雑度は2.14となっている。

また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるとともに、線形の良好な道路が整備され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である大阪府知事及び和歌山県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、大阪府区間については昭和63年２月に、和歌山県区間については昭和63年３月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年７月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているチュウヒ等が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されているが、計画路線から十分な離隔距離が保たれていることなどから影響は極めて小さいとされている。クマタカ、ハヤブサ及びチュウヒについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が広く分布していることなどから、影響は極めて小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサイコクヌカボ、オグラノフサモ及びキンラン等が確認されているが、起業者は工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、このうち２箇所については発掘調査等が完了しており、現地保存の必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る２箇所についても和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和及び線形の良好な道路の整備による安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、大阪府区間については昭和63年２月29日に都市計画決定され、平成23年１月６日に変更決定された都市計画と、和歌山県区間については昭和63年３月31日に都市計画決定され、平成22年３月30日に変更決定された都市計画と、のり面、トンネル幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道、二級河川、普通河川、町道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、線形の良好な道路を整備し、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、岬町長を会長とする第二阪和道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府泉南郡岬町役場及び和歌山県和歌山市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　大阪府泉南郡岬町深日及び孝子地内

和歌山県和歌山市平井字西谷、字東谷、字古池、字前原、字垣内及び字東垣内地内

○国土交通省告示第二百十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百二十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ページ中「本町二丁目三番十号」を「一番町三丁目七番二十三号」に改める。

○国土交通省告示第二百十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十一の規定により、監理技術者講習の全部の二十一廃止の届出があったので、同法第二十六条の二十の二第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　業務を廃止する登録講習実施機関の名称　財団法人神奈川県都市整備技術センター

二　業務を廃止する者の登録番号　６－１

三　業務を廃止する者の住所　神奈川県茅ヶ崎市汐見台１番７号

四　廃止する講習の範囲　監理技術者講習の全部

五　廃止する年月日　平成二十五年三月二十一日

○国土交通省告示第二百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の九の規定により、同法第二十六条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十五年三月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

㈠　登録番号　１０

㈡　氏名又は名称　株式会社日建学院

㈢　変更後の法人である場合の代表者の氏名　西生　一次